

各課直通電話

総務課 ☎388-1111	福祉子ども課 ☎388-1116
税務課 ☎388-1112	建設課 ☎388-1117
企画課 ☎388-1113	水道課 ☎388-1118
環境経済課 ☎388-1114	教育文化課 ☎388-3231
住民課 ☎388-1115	会計課 ☎388-1119
健康介護課 ☎388-7171	議会事務局 ☎388-1110

男女共同参画のすすめ

- 家庭では**
 「夫婦間でお互いの人権を尊重し暴力をなくしましょう」
- 地域では**
 「地域団体の役割分担を男性中心型から男女共同参画型に改めましょう」

不妊症診断検査・特定・一般不妊治療費の一部助成

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊症診断検査費用・特定不妊治療（体外受精、顕微授精）の費用や一般不妊治療（人工授精）の費用の一部を助成しています。

3月までに不妊症診断検査・特定不妊治療を終了された方や2月までに一般不妊治療を終了された方は、3月30日（金）までに申請してください。

	不妊症診断検査	特定不妊治療	一般不妊治療
対象者	法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所がある方		治療開始時点で夫婦であり、夫婦のいずれかまたは両方が笠松町に住所がある方（事実婚を含む、ただし住所が同じである方）
所得制限	なし	前々年の夫婦の所得合計が730万円未満	
対象となる検査・治療	不妊症の診断検査	体外受精または顕微授精	人工授精
助成の額	検査に要した費用のうち、初診・再診料を除いた金額（ただし上限3万円）	治療ステージA、B、D、Eは上限10万円、治療ステージC、Fは上限5万円	平成29年3月から平成30年2月までの本人負担額の2分の1の金額（ただし上限5万円、千円未満切捨て）
助成の回数	1回	初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が①40歳未満の場合43歳になるまでに通算6回まで②40歳以上43歳未満の場合43歳になるまでに通算3回まで③43歳以上なし（助成対象外）※平成28年度までに上記の助成回数に達している方や、通算で5年度助成を受けられた方は対象外。	助成期間 一般不妊治療を開始した月から2年間
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関	産科、婦人科や産婦人科、泌尿器科や皮膚泌尿器科のある医療機関

【問 合 先】健康介護課

中皮腫や肺がんなどの石綿（アスベスト）による疾病の補償・救済制度

石綿（アスベスト）による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。

厚生労働省では毎年、石綿関連疾患認定事業場名などを公表しています。中皮腫や肺がんなどを発症、またはこれらの疾病により亡くなられた場合、その原因が労働者として石綿ばく露作業に従事したためと認められた場合には、労災保険法や石綿救済法により、各種の保険給付が受けられます。

【問 合 先】岐阜労働局労働基準部労災補償課
 ☎245-8105

毎月19日は食育の日

今月のテーマ **ちらし寿司**

ひな祭りに食べるちらし寿司には、お祝いに欠かせない食材がいくつか使われています。れんこんには、穴をのぞくと「先を見通せる」ことから縁起の良い食べ物とされています。他の食材にもどんな意味があるのか調べてみると、ちらし寿司をもっと楽しめるかもしれませんね。



自慢の看板商品「飛騨牛コロッケ、飛騨牛カレー」

アミカさん、こむぎ家さんにて好評発売中

大栄食品株式会社

本社 ● 〒501-6065 岐阜県羽島郡笠松町門間2288番1
 TEL058-388-2366(代) FAX058-388-2367

特別養護老人ホーム銀の郷へようこそ

社会福祉法人 徳雲会
 地域密着型
 小規模特別養護老人ホーム

銀の郷

岐阜県羽島郡笠松町美笠通3丁目8-1
 TEL058-388-2150



入居者様募集中!